## Ⅲ 6. 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績

## (1) 令和5年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績

容器包装廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)が成立し、市町村等では「市町村分別収集計画」を策定し、平成9年度から計画的な分別収集が行われている。県では、これら市町村等の分別収集計画を取りまとめた「千葉県分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物の分別収集状況等を把握している。令和5年度における実施状況をみると、前年度と比較して全品目について、概ね横ばいで推移している。紙製容器包装については、12市町村の実施にとどまり、分別収集があまり進んでいない状況にある。

令和5年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績※

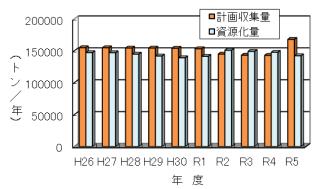
	品目	計画量 (t) (A)	収集量 (t) (B)	収集率 (%) (B/A)	再商品化量 (t) (C)	再商品化率 (%) (C/B)	計画 市町村数	実施 市町村数
ガラス製容	無色	15, 560	13, 118	84. 3	12, 939	98. 6	52	51
		10, 466	8, 890	84. 9	8, 730	98. 2	52	51
		12, 266	10, 437	85. 1	10, 274	98.4	54	54
	ペットボトル	20, 119	19, 679	97.8	19, 086	97. 0	54	54
	紙製容器包装	2,076	541	26. 1	460	85.0	19	12
プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		28, 012	28, 791	102.8	24, 831	86. 2	33	32
	鋼製容器包装	8, 234	6, 419	78.0	6, 385	99. 5	53	53
アル	くこウム製容器包装	11,808	9, 559	80.9	9, 514	99.5	53	53
飲	(料用紙製容器包装	1,016	485	47.8	485	100.0	49	42
	段ボール	58, 443	49, 711	85. 1	49, 638	99. 9	54	54
	全品目	168,000	147, 632	87.9	142, 341	96. 4		

<sup>※</sup> 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

## (2) 計画収集量及び再商品化量の経年変化

容器包装リサイクル法の分別収集対象品目は、平成9年度に分別収集が開始された時点では、無色ガラス、茶色ガラス、その他のガラス、ペットボトル、鋼製容器包装、アルミニウム製容器包装、飲料用紙製容器包装の7品目であったが、平成12年度からは紙製容器包装、プラスチック製容器包装、段ボールの3品目が追加され、現在に至っている。

## 容器包装廃棄物の資源化量



再商品化された容器包装廃棄物の総量は、近年では約15万トンと横ばいで推移している。

また、品目別の再商品化(資源化)量状況をみると、飲料用として広く利用されていた鋼(スチール)製容器包装、及びガラスびん(無色・茶色)が減少傾向にある一方、ペットボトルが増加傾向であり、段ボールは令和2年度に増加してから横ばいとなっている。他の品目については増減が見られるものの、概ね横ばいである。

